5　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係るバイオマス発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における当該バイオマス発電設備に係る調達価格等は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

［新設］

調達価格	調達期間
法第七条第八項の規定により経済産業大臣（同条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（風力発電設備に係る調達価格等に関する経過措置）

第二条　第一号に掲げる風力発電設備に係る第二号に掲げる日が平成三十年四月一日から平成三十年九月三十日までの間に属する場合（次条に掲げる場合を除く。）における当該設備に係る調達価格等についてのこの告示による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、第三条第五項中「二十円」とあるのは「五十五円」とする。

一　次のいずれにも該当する風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの

イ　当該設備に係る第一条第二項第五号に規定する接続契約の申込みの内容を記載した書面を、当該契約に係る一般送配電事業者等（同項第四号に規定する一般送配電事業者等をいう。次号において同じ。）が平成三十年二月二十八日までに受領したものであること。

ロ　当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、平成三十年二月二十八日までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（この条及び次条において「法」という。）第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定の申請（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第四条の二第二項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類並びに同条第四項の規定により経済産業大臣が提出を求める書類を全て添付したものに限る。）がされたものであること。

ハ　当該設備に係る施行規則第四条の二第二項第五号に掲げる書類（以下「接続同意書」という。）が平成三十年七月三十一日までに経済産業大臣に提出されたものであること。

二　次に掲げる日のうちいずれか遅い日

イ　法第九条第三項の認定の日

ロ　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

(1)　当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

(3)　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定